

# 障害者雇用率の見直し

障害者雇用率は、少なくとも5年ごとに、労働者と失業者の総数に対する身体又は知的障害者である労働者と失業者の総数の割合の推移を勘案して、政令で定めることとなっている。

平成24年は、前回(19年)の見直しから5年が経過していることから、必要な調査を行った結果、政令を改正し、平成25年4月1日から障害者雇用率を引き上げることになった。

\* 平成24年6月 政令改正・公布

## ○ 引き上げ後の雇用率(平成25年4月1日施行)

事業主区分	雇用率	
	平成10年7月1日～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日以降
民間企業(※)	1.8% ⇒	<b>2.0%</b>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<b>2.3%</b>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<b>2.2%</b>

※ 今回の雇用率の見直しに伴い、障害者を1人以上雇用しなければならない民間企業の範囲が、従業員56人以上から50人以上となった。